

科学技術振興対策特別委員会議録 第十一号

昭和三十七年三月一日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

- 委員長 前田 正男君
- 理事 赤澤 正道君 理事 齋藤 憲三君
- 理事 中曾根康弘君 理事 西村 英一君
- 理事 山口 好一君 理事 岡 良一君
- 理事 河野 正君

- 出席政府委員
- 科学技術政務次官 山本 利壽君
- 総理府事務官(科学技術庁長官官房長) 高村 武久君
- 総理府技術官(科学技術庁計画局長) 杉本 正雄君
- 総理府事務官(科学技術庁原子力局長) 杠 文吉君
- 委員外の出席者
- 原子力委員会委員 駒形 作次君
- 原子力委員会委員 石川 一郎君
- 原子力委員会委員 兼重寛九郎君
- 原子力委員会委員 西村 熊雄君
- 参考人 菊池 正士君
- 参考人(日本原子力研究所理事長) 安川第五郎君
- 参考人(日本原子力発電株式会社社長) 安川第五郎君

本日の会議に付した案件

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
科学技術振興対策に関する件(原子力行政一般に関する問題)

○前田委員長 これより会議を開きます。

本日は、日本原子力研究所理事長菊池正士君及び日本原子力発電株式会社社長安川第五郎君の両参考人が御出席されております。

この際、両参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず本委員会審査のため御出席下さいまして、まことにありがとうございます。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。安倍晋太郎君。

○安倍委員 私は原子力問題についてはまことにしろうとでございまして、常識的な立場から基本的な問題につきまして、二、三当局並びに安川さんに御質問いたしたいと思っております。

原子力発電の長期計画の問題でございまして、これは昭和三十六年から四十五年を前期、四十六年から五十五年を後期として策定されておるわけでありまして、この新しい長期計画に対して非常に国民も関心を寄せられております。この長期計画によりまして、わが国経済の伸展に非常に大きな寄与があることは確信をいたしておるのでございます。この前期の十年間の長期計画によりまして、百万キロの電力を作り上げていくということでございまして、しかし、はたしてこれが計画通りいくかどうかという点に対しては、危険を持つておるわけでありまして、第一期炉などの建設がおくれている事情、あるいは第二期炉、第三期炉の計画もおくれているという情勢から、この点に対しては危惧も生まれておるわけでございますが、安川さんはこの計画が十年間の間に十分やっていけるかどうかということに対して、どういうお考えを持つておられるのですか。

○安川参考人 それではただいまの御質問に対して、私の個人的な意見をまづまして、お答えを申し上げます。

要するに、十年間に百万キロ原子力発電所建設の骨子は、私の了解いたしておりますところでは、多分十年間くらいでは従来の火力発電所と経済性においてまだ太刀打ちができないだろうということを前提にして、それからいって、これを経済性が見えるまで放置するわけにいかない性格を持つておるものでありますので、とりあえず、経済性を無視した百万キロ程度の建設を、技術員の養成、その他いろいろの経験を得るために踏み出すことが必要であるという考えから、とりあえず十年間に百万キロにするということが出たものと私は承しております。しかし、私の発電会社がたまたま受け持たなければならぬと決定いたしましたものは、御承知のように、すでに東海村に建設を実施いたしておりますイギリス型の十五万キロ程度の第一号原子力発電設備及びこれから建設にかからんとする第二号原子力発電設備、これはもうはっきり私の担当しておる原子力発電会社で実施することになっております。なお、株主総会の承認を得て目下二号機についても準備のまっ最中であります。それ以上の原子力発電所に対しては、まだ私としてこれをどうすべきかという責任は負わされてもおりませんし、また、会社がかれこれ計画をすべき筋合いのものではありませぬので、私からかれこれ申し上げることとは差し控えたいと思っております。しかし、私個人としては、はたして十年間に百万キロができるかどうか。これは私は十年間と厳密に切られると、はつきりしたことは申し上げ得ないのであります。私がやる決心さえすれば決して不可能ではない。ただ、やるというところでは、これは非常に膨大な資本を要するものでもありますし、そういうことを無視して、ただ技術的にできるからというだけで、将来の見通しを立てるべき性質のものではないのであります。そういう点さえうまく解決すれば、百万キロ程度十年間、一日もおくれぬというよりな厳密な見直しは私にはできませんが、およそ十年間のプランとして百万キロ程度をやることに對しては、私は可能であるという考えを持つております。

○安倍委員 大臣がお見えになりましたので、もう一度この点につきまして、大臣にお伺いいたします。原子力発電の長期計画でございまして、ただいま質問いたしましたように、十年間で百万キロ作るということで、原子力委員会としても非常に熱意を払って策定しておられるわけでありまして、これが諸般の情勢から、第一期炉、第二期炉等も多少おくれおるよう聞いております。そういう点から考えますと、客観的な情勢の変化もあろうと思っております。これは原子力委員会で策定された計画でございまして、ぜひともやってもらわなければならぬのですが、大臣としてどのような考えを持つて臨んでおられるか、まずお聞きしたいと思います。

○三木国務大臣 長期計画でありますから、多少時間的なズレはやむを得ない。大体十年間に百万キロ程度は発電は実現をしたいと思いますと考えておるわけでございます。こういって新しい原子力の平和利用というよりな部門は、世界的にもいろいろな経験を積んできて、発電コストというものもある時期がきたならば非常に下がってくる。だから、十年というものをつきならしてみると、大体初めのうちは非常にコストがおおきくとも、これが新鋭火力発電などに比べてコストが安いものだというところになれば、後半期には相当急激な開発もできますから、今のところは長期計画を変更するという意思は持つていない。これを目標にして、できるだけ努力をしたいと考えております。

○安倍委員 大臣がお見えになりましたので、もう一度この点につきまして、大臣にお伺いいたします。原子力発電の長期計画でございまして、ただいま質問いたしましたように、十年間で百万キロ作るということで、原子力委員会としても非常に熱意を払って策定しておられるわけでありまして、これが諸般の情勢から、第一期炉、第二期炉等も多少おくれおるよう聞いております。そういう点から考えますと、客観的な情勢の変化もあろうと思っております。これは原子力委員会で策定された計画でございまして、ぜひともやってもらわなければならぬのですが、大臣としてどのような考えを持つて臨んでおられるか、まずお聞きしたいと思います。

○三木国務大臣 長期計画でありますから、多少時間的なズレはやむを得ない。大体十年間に百万キロ程度は発電は実現をしたいと思いますと考えておるわけでございます。こういって新しい原子力の平和利用というよりな部門は、世界的にもいろいろな経験を積んできて、発電コストというものもある時期がきたならば非常に下がってくる。だから、十年というものをつきならしてみると、大体初めのうちは非常にコストがおおきくとも、これが新鋭火力発電などに比べてコストが安いものだというところになれば、後半期には相当急激な開発もできますから、今のところは長期計画を変更するという意思は持つていない。これを目標にして、できるだけ努力をしたいと考えております。

○安倍委員 私は、今の政府の、それから原電との関係から見まして、十年計画を実現するにはなかなか困難な面もあると思うのであります。御承知の通り、原電の資本の構成を見ましても、九電力が八割、政府関係が二割でございます。それにこの第一期炉、第二期炉、第三期炉等の計画、立案、実施等も、原電がイニシアチブをとってやるような形になっておりまして、大体政府が従の立場で民間が主体になっておるわけでございます。何分この計画は、膨大な資金を要する事業でございます。政府のこの原電に対する関係は、監督行政の立場にある。あるいは資金のあつせん等もすることになるのでございますが、しかし、たとえ資金の獲得等は原電でやらなければならぬ。そういう点から、経済ベースを考えなければならぬわけでありまして、火力と原子力の発電のコストを見ましても、たとえば東電で千葉火力発電がありますが、これは一キロワットで四円五十八銭から五円十銭程度でございます。また石炭でやっております、ことしじゅうに完成するといわれる横須賀にしましても、四円十銭から四円四十五銭程度であるといわれております。さらに、重油の発電が今後重要視されてきておりますし、重油は国際的にも値下がりの傾向にあるわけでありまして、横浜の東電の重油による火力発電所が三十八年度に完成するといわれておりまして、これは十七万五千キロワットのボイラー四基を備えつけるわけでございますが、そのコストを調べてみますと、二円八十四銭から三円三十五銭程度。この第一号炉によりまして大体四円九十九銭でござ

います。建設費を見ましても、火力の場合、七割が運転資金で、三割が建設費であります。原子力発電の場合はその逆であるといわれておるわけでありまして、そうした資本の効率的な運用から見ましても、経済ベースに乗っていく場合は、そうした問題から今日金融の引き締め等その他いろいろな経済上の制約があるのであります。このような状態で、はたして今の計画通り進むかどうかということに対しては常識的に一つの疑念を持つておるわけでありまして、これに対して、政府は相当の熱意をもって原電に対して指導、協力していかなければならぬと思われまして、今のよう形ではたしておくれおる事業を進捗させることができるかどうかということに対して疑念があるわけでありまして、その点に対して三木大臣の答弁を求めます。

○三木国務大臣 現在第一号炉の建設中でありまして、これを通じて建設技術の修得、あるいは技術者の養成、あるいは国産化の促進—こういう建設を通じて日本もいろいろ新しい技術を修得したいというわけでありまして、そういうことで、二号炉になってくると、そういう経験が生かされるわけでありまして、今日のところではスピードもあまり早くないわけですが、次第に原子力発電のコストも下がってきておる。前田委員長なども先般世界を回られて、三円を割るのではないかと、相当発電炉の建設ということもスピード・アップされてくる。そうなるにつれて、いろいろ資金的な面に

ついては—電力会社の協調のもとに原子力発電というものは開発したいというのが政府の基本原則でありまして、その原則の上に立ちながら、政府がもつと資金的にいろいろめんどうを見る。形はいろいろ研究しなければならぬけれども、めんどうを見なければならぬような場合も出てくる。原則の上に立つて、政府の資金的な協力というものを強化する必要が起ってくる。こゝを考へておるものでございます。

○安倍委員 具体的な問題について、二お伺いしたいのであります。第一、二号炉の建設は決定しているわけですが、細目は一切未決定でございます。もうすでに着工の予定にも達しておるのではないかと思われまして、その資金、炉型、工事内容等は何も結論を得ていない。さらに、長期計画を讀んでみますと、調査団を派遣するということになっておりますが、まだ依然として調査団も派遣されていないというふうな状態でございます。政府として、そういうおくれおる状態に対して促進の措置を講じられておりますかどうか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○三木国務大臣 原子力発電会社とは緊密な連絡をとつて、模様を聞いておるのですが、外部には、調査団の派遣とか、いろいろ動きが少くないように見えますが、非常に真剣に二号炉の建設に取り組んで、その計画はきわめて順調に進んでおる。ただ、調査団は、イギリスの場合でも、私も聞いた話でありますけれども、公式、非公式、八十一回も調査団が来て、日本はこんなに調査団を派遣する国かという批判も起こつたやうでありますので、今度の場合は十分な準備体制を整えて、あるいは一回ぐらいは本契約の前に行くことになるかもしれないが、調査団の派遣というふうなことは別といたしまして、これは準備は順調に進んでおるといふことをわれわれは聞いておるわけでございます。近くいろいろ具体的なことも発表される段階になると信じております。

○安川参考人 全くたいたいま大臣から御答弁のあつた通りに、いささかも間違ひはありません。この問題は、御承知のように、一歩誤ると取り返しのつかないやうな成り行きになつた例も相当ありますので、会社としては、あるいは過ぎるかもしれないくらい慎重な態度を進めておられますために、外部には、何だか遅々として、進捗を見ておられぬではないかという感を抱かせるのはごもつともお察しするくらいであります。しかし、十分検討に検討を加え、また、会社自力のみでは将来遺憾の点も生ずる場合も予想されますので、特に電力関係の会社の方の相当権威者に参予をお願いして、参予制を設けて、二カ月に一回ずつ参予会を開いて、各方面からの貴重な御意見を参酌して、進むべき方向にたい進みつつあるものであります。今後次々に、時期を見て皆様方のお耳に入れるやうな段階になるものと私は考へております。

○安倍委員 そうしますと、第二号炉の着工は予定通り進みますか。

○安川参考人 予定と申しましたも、今いつ幾日から工事が始まるというやうな見通しは、はっきり確約を申し上げることは私としてできませんが、ただいま、もつぱら向こうから出たいろ

いろな資料をもとにして調査しております。一番具体的に決定しなければならぬのは、私はこの敷地の問題であらうと思つております。これがあるがために、実は慎重に慎重を加へておる次第であります。これには、もちろん候補地として一つや二つじゃありません。また、非常な誘致運動を受けた場所もあるくらいであります。しかし、何をかましても、地震の多い国ではありますし、ことに地質、気象の調査を経なければ土地を決定するという段階になりませんので、目下順を追つてそういう調査に着手したい。これはおそろく近い将来に、どうしても順序を追つて地質調査に着手する段階になるだろうと考へております。それがまゝりますと、おそろく外部に出る計画がだんだん進んでいくだろうと思ひます。順調にいけば、本年中には調査団を出す段階になるものと考へておりますが、しかし、これも四囲の情勢でいろいろふりになるか、はつきりしたことを申し上げることは、私としてできないのであります。

なお、第一号炉の貴重な経験がありまして、ここでいろいろ詳しくは申し上げませんが、ずいぶん私としては苦勞を続けました。しかも、今となって考へれば、こういうふうにはやればもっと早くいったらうという点も、それはあげられたらうと考へておる。従つて、第二号炉については、この貴重な経験をどこまでも活用して、二号炉に関する限りは、あとで悔いを残すやうなことがいささかもないことを期したいと考へております。それにはやはり前もって、着工するまでにできる限り物事を決定

する。これはなかなか完全に設計の
デテールまで確定するということ
は、メーカーとして不可能であること
は十分察せられるのであります。けれど
も、前もつての準備工作を完全にすれ
ばするほど、将来に悔いを残すことは
私は少ないと考えております。最初のス
タートが、いかにもどうも遅々として
進まぬようにお考えになるかもしれま
せんけれども、それは私は、結局最後
の完成、しかも最後に最も経済的な完
成を見るゆえんだと信じております。
私に関する限りは、この方針を守つて
進行したいと考えております。

○安倍委員 今年じゅうに調査団を派
遣されるかどうかかわらないというお
話でございます。どうも少しテンポが
のろいように思われまして、調査団が
調査団は原電から派遣されるわけであ
ります。

それから、第二号炉は大抵いつごろ
から着工されるような予定を立ててお
られますか。その点についてお伺い
いたします。

○安川参考人 これは私は多少大事を
とつて申し上げるので、案外早く調査
団を出す段階になるかもしれません
が、今のところ、いつ幾日調査団を出
すと申し上げて、どうもそのときにし
すまでには到達しておらぬ場合も私とし
ては一応考えなければならぬので、ど
うしても本年一ぱいには出したい、そ
の目標で、できる限り早く調査団を出
すことに進んで参ることは、いささ
かも努力を惜しまないつもりでありま
す。

従つて、この着工の期限を、いつご
ろから始めるかと言われると、これも
ちよつと私として今確答を申し上げる

自信がないのでありまして、むろん、
いたずらに時日を遅延してみたくら
で、これは何らの功績もないわけであ
ります。できる限り早い方が望ましい
のであります。資金面におきまして
も、今日の金融緊縮の節から、なか
なかなかりにまかせないところもありま
すし、それらを考へるうちに入る
と、来年から着工するのだというよう
なことを私の口から申し上げるのは、
ちよつと差し控へさせていたきたい
と存じております。あしからず御了承
願います。

○中曾根委員 関連質問。ただいまの
質問に関連いたしました。三木委員長
及び関係各位に御質問したいと思いま
す。

第二号炉の問題を考へる上につい
て、もつと基本的な問題をわれわれは
考へる必要があるように思ひます。原
子力を推進する側からすれば、ただい
まのようなお考えは当然のお考えであ
ると思ひけれども、日本の現在のエネ
ルギーの総合的な調整という面をも
少し抑り下げてみないと、計画自体が
くずされるおそれがあると思ひので
す。現在ごらんのように、石油業法を
めぐつて、国産エネルギーと外国から
来るエネルギー、あるいは日本系のア
ラビア石油とスマトラ原油をどうする
かというような、座標の交点をどこに
するかということも相当もめておるよ
うであります。その座標の交点をきめ
る上において、原子力が年次のどの
いう役割を果たしていくべきか、その
体系を見定めたい、いたずらに二
号炉のことを言つても、これは砂上樓閣
になるおそれがある。そういう基本的
な部分について、原子力委員会として

は、数字をはじくなり、あるいは基礎
調査をしていくかどうか。それが一番
今日の重大な問題であると思ひます
です。現に日本の国に關係しては、い
ろいろのエネルギーを見ても、石炭の
問題があります。それから海外からの
石油の問題があります。それからいわ
ゆる国産石油の問題がある。それから
ガスの問題がある。それからアラビア
石油その他の日本系の石油の問題があ
るし、原子力の問題もあるわけであ
ります。そういう点に關する基本的な調
査を原子力委員会は相当なエネルギー
を使ってやり、そのために原子力の発
言権を確保しておくべきだと思ひので
す。その点に關して、委員会として
どういふ処置をおとりになつていま
か。このことをまず承りたい。

第二は、第二号炉を持つてくるに
しても、一番大きな問題は、今の安川
さんのお話のように、サイトの問題が
一番大きな問題になるだらうと思ひま
す。そういう点から、われわれはす
でに数年前から原子力地域の整備法とい
う問題を提起して、国民に安心を
与えるということが先決であるとい
うことを申し上げてきたはずで
す。この問題が解決されないと、第二号
炉以下の日本の原子力の推進とい
うことが非常に障害にぶつかること
は、もう明らかです。従つて、金融の
問題も重要かもしれぬけれども、それ
以上に、国民心理の上からする障
害をどうして取り除くかといふこと
を、どういふふうにお取り扱ひにな
つておられるか。

第三番目は、これから原子力の技術
というものは日進月歩であつて、契約
している間にも向うは技術が進歩し
ていくはずであります。そういう面
から、われわれが、かつてやつたとい
ふような契約の長所、欠陥をもう一
回検討してみても、技術の進歩とい
うものが、技術の進歩といふものがど
ういふふうに入動的に契約の中に挿
入されるべきか、こういう点も大に考
へなければならぬ。それが経費を節
約する上において、あるいは能率的な
建設の上において、今度の場合には
非常に重要な先訓として掲げらるべ
きであると思ひます。そういうよう
な契約条項の改善といふ問題につ
いて、どういふふうな検討を加えて
おられるか。

最後に、これはメーカーの側の立場
になつてみると、たとえばインドに
いてコールドホールへの入札がある
。それに日本の富士電機グループが
参加しておる。けさの新聞に出てお
りました。その場合、インド政府が
コールドホールでできたそのプル
トニウムを平和利用に使うかもしれ
ぬし、軍事利用に使うかもしれぬ
。もし軍事利用に使う場合には、
日本の業者が技術協力してこの建
設に参加した場合は、原子力基本法
違反になるかどうか、こういう問題
が明らかになるか、これが非常に重
要であります。この第四の外国政
府の正式のコミットメントを必要と
するかどうかといふ点について、こ
れは三木委員長の明確なお答をして
いただくことがいふ私は思ひます。
以上の四点についてお答を願いた
い。

○三木国務大臣 第一の御質問であ
りますが、とにかく原子力の開発とい
うものはまだ修練の時期でありま
すから、長期計画でいふあの目標を、
エネルギー事情がどうあろうとも、
これを

変更するといふ事態は起きていない。
しかし、全体のエネルギーとの関連に
ついて、今後の長期計画を進めてい
くにつれて、いろいろ検討しなければ
ならぬことは事実なのであります。そ
ういふ意味で、昨日も新しく原子力
委員会が任命されて、第一回の会合
を開いたわけでありまして、もつと
広い視野から、総合エネルギーとい
ふ観点から、原子力発電の今後の計
画といふものをどういふ一つの順序
で進めていくかといふことを抑り下
げて検討してみようといふことで、
第一回の会合の第一議題にしたわけ
でございます。

それから、第二の場所の問題につ
いては、今単独立法をする考えは持
つていない。しかし、この原子力の
センターと申すような地域がふえて
くれば、將來をどういふ単独立法も
考へなければならぬと思ひます。現
在の段階では、私は茨城県の代表者
が参りましたので、茨城県の中に
一つの東海村の都市計画委員会とい
うものを作つて、その対して協力し
たい。現在のところ東海村だけであ
りますから、ここで立法的な措置とい
ふのは考へてないが、県自体として
政府の協力のもとで都市計画を立て
る。そこで政府がどの程度協力でき
るかといふことを、また地元でやら
なければならぬ面もあるだらうし、そ
ういふ形で一歩進めてみよるじやな
いか。茨城県側も、そういう練に沿
つて一つ、名前はどういふ名前にな
るか、そういう委員会を作つて、そ
うして都市計画ともどもを県全体の
産業立地計画ともどもにみ合せて、
そういう一つの計画を立ててみよる
といふことであります。政府もこれ
に対して協力していきたい。

将来は、中曾根委員の言われるよりならぬ時期が来るかも知れません。現在はそういう方針でございます。

また、最後のお尋ねの、インド政府の、日本の富士電機その他のグループは下請けでありますから、政府間のコミットというものは、そういう段階においては必要がないと私は考えておるのでございます。

○中曾根委員 最後のところからもう一回御質問いたします。私の質問は、原子力基本法に違反するかしらぬかという事なんです。私はしらないかと思うのです。それはなぜかと申しますと、原子力基本法は日本に築造される原子炉についていろいろ規制をしておるものであって、外国に築造される原子炉は日本の管轄権が及ぶとは考えられない。イギリスとの動力協定の場合は、日本の炉で作られたプルトニウムであるから、政府間の協定というよりなものが多少必要であったかも知れません。これについても、原子力基本法に違反するところまではいってないだろうと私は思うのです。しかし、念のために政策的にやつたことだろうと思う。インドのような場合には、そのできたプルトニウムを軍事利用にするか平和利用にするかということとは向こうの主権の範囲内のことであつて、日本政府としてどう言う問題ではないかと私は思います。そういうよりなできたプルトニウムの所有権の関係や、あるいは政府がやっていることかそうでないかというよりな、いろいろの関係を考えても、日本のメーカーがそういう場合に参画することとは日本の原子力基本法には違反しない。

その点を明確にしないと、今やっている原子力産業会議の各メーカーの創意とか熱意というものは非常に失われる。あの諸君は、大体アジア市場というものを目ざしてやったり技術の関係を拡充しているものであつて、その疑義を原子力委員会として明確にしておくということが、産業発展の非常に大事なポイントになると思つておる。そういう観点から、三木委員長の、敢言にして確実なる声明をここで私はしていただきたいと思つておるのです。

それから、サイトの問題は、これはアメリカとの関係、その他サイトクライテリア等の問題は先般非常に大きな問題になつておるようでありまして、けれども、しかし、問題が起きてからやつたのでは間に合わないのです。東京都の交通地獄を見れば一番よくわかりました。後藤新平みないのが出てこなければいけない。原子力においても同様である。もうそろそろ三木先生は後藤新平になつていい時期である、私はそう思う。その二つの点についても一回承りたい。

それから、第一の点について私が申し上げたのは、原子力の重要性をわれわれは知つておるから、また将来に対する期待性を非常に持つておるから、発言権を強めておくための確かな資料を作れという意味なんです。また的確な研究を原子力委員会として、しておきなさい。そして、石油や石炭やほかの燃料に対する対抗力を、理論的にも武装して持つておく必要がある。そういう意味で、原子力委員会として経済性その他に因する基礎調査を総合的に掘り下げてやつておく必要がある。

そういうことで申し上げたのでありまして、そういう何らかの心配を原子力委員会としてもやる必要があると私は思つておる。このことは念のために申し上げておきます。

○三木国務大臣 インドの場合は、先ほど申し上げましたように、イギリスのGECが主要約者になつて、その下請で部品を作るわけでありまして、こういうメーカーがこういう形でアジア地域に進出することは原子力基本法に違反しないという事は、中曾根委員御指摘のように考へておるものでござい

ます。それから、総合エネルギーの見地から、原子力の発電のウエイトというものを掘り下げて研究しておくべきだということ、私も同じような考へで、昨日の委員会にもこれを最初の議題として取り上げた次第でござい

ます。そういう同じ考へておるわけでありまして、また、先ほどの御質問の中に、技術の進歩、これは契約の中に当然織り込まなければならぬということ、これは発電会社としても十分にそういうことを頭に入れて、そして契約をするものと期待をするものでござい

ます。また、東海村の原子力の施設のある地域の都市計画については、これはお話のように前もつてやらないと、結果においては非常に計画的でないようなことになりまして、単独立法というの考へないけれども、相当政府も腹に入れて将来のことを考へながら都市計画というものは協力したい、非常な熱意を持つておるわけでございます。

○廣藤(憲)委員 私の関連質問はごく簡単でございますからお許しを願ひたいと思ひます。

今、安倍委員並びに中曾根委員から原子力発電の十年計画についていろいろ御質問がございました。私の関連質問は、今中曾根委員からお話がございました通り、日本の貿易の自由化を前提といたしまして初めて大きな問題にこのエネルギーという問題がぶつかつておるわけでございます。それは石油業法をどう規制するかということ、今非常に大きな問題となつておることは御承知の通りであります。今後十年間に二億キロワットの石油というより大きな目標が出て、わずかに一割ないし二割が国内石油であり、アラビア、スマトラを加えてもなかなか一〇%にも達しないのではないかと、市場をそのままにしておけば国内石油及び民族石油と申しますか、こういうものはなくなつてしまふ。どうするのかわからないこと、非常にもめておるのでござい

ますが、この際原子力というものを国家百年の大計として総合エネルギー対策の一環足らしめる非常に大きな機会じゃないかと私は考へておるわけであり

ます。関連質問を申し上げます理由は、昨日海外に行つておりましたこのほうの人から私のところに手紙が参りました。フランスとかイタリアとか英国とか、そういういろいろの欧州の原子力発電に対するところの私信が参りました。これを読んでみますと、欧州では石油を対象として原子力発電を考へておらない。やはり石炭を対象として原子力発電を考へておる。これはナ

ショナル・セキユリティから判断したものの考へ方である。しかし、現実において石油を対象とするとコストにも、行く行くはやはり石油よりは安くなるのだ。現在においてはナショナル・セキユリティという立場から考へると、石油を考へるよりも石炭を対象としてものを判断していく、こういうことが書かれておるのであります。従いまして、今石油というものは日本においてはどうしても九〇%ないし九五、六%を外油に依存しなければならぬけれども、これはナショナル・セキユリティという立場から言ふときわめて不安定なものである。でありますから、日本の将来のエネルギー対策というものは、石炭と原子力発電というものに重点を指向して、それによつて対策を確立していくことが、ナショナル・セキユリティという立場から言ふと私は本筋じゃないのではないかと。そういうことを考へますと、エネルギー対策として困難が大きくなつておるときに、原子力発電のあり方というものはどうあるべきかということ、やはり大局から強力に国民に示唆を与える必要があるのではないかと、考へておるのであります。この点に対して一応長官の御意見を承つておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 将来やはり原子力発電というものは日本はウエイトがかつてくる。これはいろいろセキユリティという問題もありましようけれども、輸送とかいろいろな面から考へてウエイトはかかつてくる。しかし、長期計画にいう十年間に百万キロワットというのを、それならばこういう

エネルギー問題がやかましいからこの長期計画を変更する、ということには参らぬ。これは百万キロワットでも大へんな努力を要するのでありますから、今お話しすることは十年というものはなくして、もっと長期な見通しを持つべきであることはお話し通りだと思いません。しかし、今後十年というような年限を限って、石油に対して依存度という事柄の変化は、十年には起こり得ない。どうしても石油に対する依存度というものは、相当長期にわたって日本のエネルギー問題としてはウエートを置かざるを得ない。しかし、長い将来から言えば齋藤委員のお考えは非常に検討しなればならぬし、もっと原子力発電にウエートを置いていかなければならぬという、そのきわめて長期的な見通しには同感でございます。

○齋藤委員 私の申し上げているのは、十年間百キロ以上の原子力発電を早期に完成してくれというのじゃないのであります。日本の原子力平和利用体制というものは今日のごとき状態でいいのかわりか。もっと積極化する必要があるのじゃないか。原子力委員会が今日までのあり方を見ても、また一般的原子力研究所のあり方を見ても、こういう大きな日本の根本を決定するがごとく、総合エネルギーの立場から見ると、もっと積極的に原子力利用というものに国家的に取り組まなければいけないのじゃないか。今いきなり十年間に三百万キロやれといつたってできないだらうけれども、もっと積極性を加味した施策を行なうということが、将来の日本のナショナル・

セキエリテイ、その他本式の総合エネルギー対策というものに合致するのじゃないか。今までのような徹底的なことでやっておつて、それで原子力発電の総合エネルギーの中の大きなウエートにするということは、これはなかなかむずかしい。今よりも二倍も三倍も積極性を加えていかなければいけないのじゃないかということなんです。幸いにもまた原子力委員各位も重なります。今までの原子力委員の方々も非常に努力をされたのでありますけれども、ここで再任をされた以上は、この日本の体制にマッチするように原子力平和利用という線を積極化していかなければ、日本というものの安泰はできないのじゃないか。だから、もっと大いに積極化してもらいたい。今までの二倍も三倍も一つ積極化するような原子力行政をやっていただきたい。こういう意味なんではあります。その点に対してもう一べん一つ御所見を伺いたい。

○三木国務大臣 将来の長い展望からして積極的な意欲を持って大いにやれということとは同感でございます。しかし、新しい一つの技術を開発するためには、もう齋藤委員十分御理解のあるように、これはやはり時間がかかるのです。今一つの技術研究の時代でありますから、いきなり積極的にやれといつても、あるいは技術者の養成にしても技術の開発にしても、ある程度の時間をかけなければ、あまり急激といつても成果は上がらない。そういう点で、まず最初の段階としては、現在のよう原子力開発の段階というものは、これはやむを得ない。しかし、

もっと積極的にいろいろな経験を積んで技術者も養成できる、そういう段階が来たときには飛躍する時代がなければならぬ。だんだんと一歩々々というのではなしに、ある程度の自信がついたときはこういう新しい産業は飛躍的な発展を遂げる。その飛躍的な発展を遂げる過程においては多少必ずずしておるんじゃないかという、そういう時代もやむを得ないのじゃないか。新しい技術の開発はそういう過程をとるのではないかと考えを私は持つておるのであります。しかし、意欲を保持して重任された機会に原子力委員会は新しい決意のもとにやれということ考へ方では原子力委員各位と決意を新たにしたいという考へでございます。

○西村(英)委員 関連して。大臣の御答弁で気になるところがありました。現在の状態で、電力の需給状況あるいは電気事業の立場ということから見ますれば、原子力発電と火力発電は、はるかに火力発電の方が有利であることは明らかであります。しかしながら、今までの議論もありません。たまたま原子力発電を將來にわれわれは期待しておるのであります。従いまして、これをなるべく円滑に、急速に進む点におきまして、おおよそ私は三つの点が原子力と火力発電の大きい違いになると思っております。そこで、この三つの大きい点につきまして、これを強力に進めていかなければ、改善していかなければ、原子力発電はなかなか進まないと思っております。その火力発電と違ふ第一の点は、今問題になりましたサイトの問題でござ

います。適地選定の問題でございませぬ。しかし、これは諸外国でもいろいろなことを考へておりますが、日本はやはり非常に事情が違ふのであります。何といひましたも、日本の国情に合った考へ方をしなければならぬ。このサイトの問題につきまして、日本においては、原子力を国民が一般に適切に判断しない。どこに置きましても一部の方々はこれを利用して、いろいろ悪言伝をやる。そのために非常に当事はブレーキをかけられるのであります。私は、適地を選ぶ場合の二つの問題として、関係者に申しおきたいのは、第一番は原子力の利用を的確に国民に知らせるPRをするということが第一。第二の問題は、ただいまも中會根委員から申されましたが、とにかく特別な事情にありますが、やはり施設周辺を整備してやるのだ、こういう安心感を持たせることが絶対に必要であらうと思っております。それをやらないうと、また安川さん言いましたがおそろおそろ今やっておりますので、間違えはどうかかわからぬと言つておるが、とにかく非常に安心させるといふことは必要でございます。これはもう前の長官でありました中會根委員から、施設周辺の整備をやらう、それについて政府も研究いたしておるやうであります。いま長官のお話ですと、どうも今まだそれはほど遠い先のことだといふやうなことであります。私は、あのような法律は、あまり考へてもその知恵は出るものじゃないと思つております。今まで出た知恵で十分です。立法して、悪ければ直していけばいい。とにかく原子力の施設を持つておる周辺を整備してやるのだ、安心

せよ、こういう安心感を与えることが絶対に必要だらうと私は思つて、ぜひこの国会でも立法をして出していただきたいぐらいな気持を持つておるのであります。もう一回大臣に、再考するといふ御返事をいただきたいのであります。私は一番障害になるサイトの点についてはPRすること、周辺整備をして安心を持たせるといふことが最も必要であらうと思つておりますが、もう一回大臣のお考えを伺いたい。

○三木国務大臣 だいたひ原子力に対する国民の理解も高まって、原子力施設をやるときには誘致運動が非常に盛んになつてきておるといふことも、非常に原子力に対する国民の理解の高まつた結果だと思つております。しかし、これはなおPRの必要は認めますから、原子力局などにも、そういう希望のあつたときには、スライドでも持つていつて説明することはいろいろ科学技術振興の上にも役立つので、そういうことには、私に申し上げておるわけでございます。

ただ、原子力施設の周辺の整備の問題は、今現在東海村だけであります。いろいろな今後施設がふえて参ります時期がある。しかし、この国会にこれをだせといふ西村委員の御要求に対しては、残念ながら、まだそれだけの、今東海村一カ所でもございませぬ、もっと検討を要する点もございませぬので、応じかねます。しかし、私が申しておるのは、茨城県に対して周辺の整備計画と申しますか、都市計画を、政府も協力するから一つやってみて、そしてどの程度までそういうこと整備に対して政府が協力できるのか

いろいろ具体的に問題を検討してみる。それは将来の立法においても非常に参考になるだろう。だから、これを整備したいという意欲はあるのだということはあなたと変わらない。これをこの国会にでも法律を出すかというのと対しては、それは応じられないというのを申し上げるのです。熱意は持つておるので、この問題に対してはただ責任の所在でなく、このままで置いておけばまた非常に計画性のない都市になっていくという事は、東海村などを見てその必要を感じておられますので、その具体的な写真真のようなのを作つて、それで政府と地方がどの程度協力できるかというそのことも具体的に検討して、それは将来の立法の基礎にしたいと考えておるわけでございます。

○西村(英)委員 周辺整備の法律は行くには必要になるであろう、そのところは私と考えが違ふ。私はこの時に臨んで必要だ、こういうことなのでございます。これは今大臣とここで争つておつてもしょうがありませんから、いずれ大臣を啓蒙して、もう少し説得するつもりであります。

第二、第三の障害の問題ですが、これはもう私が言わなくてもわかるように、大浜原子力発電所の建設費は、はなはだ高い。東海村と最近できました火力を比べても、三倍も四倍もかかつておる。しかし、幸いにいたしまして、諸外国においても建設費は下がつていくだろうという見通しもつておるようであります。

第三の障害、これが私にはわからぬのです。東海村の発電所にいたしましたも、何年かかるとは、非常に工

期が長い。火力発電所でございますと、わずか十五万キロの発電所なんかは二年半でできる。それが東海村はわずか十六万キロくらいで、何年かかるとは、また延びたといつておられますが、いつ完成するの。この点について、どういふ考えを安川先生お持ちになっておるのか。また、聞くところによりますと、建設費は現在の発電所の申請のときと今とそう値上がりしてない。工期はまた相当に延びたといふのですが、建設費等はだんだん下がつていきましょうが、工期の点なんかは、原子力発電所それ自体においてやはり火力の二倍ないし二倍半かかるものであるか。しかし、今度は初めてのことであるからさうであつたのか。あるいはいろいろ茶々が入つて、監督官庁の許認可をめぐつて引き延ばされたのか。あるいは資金の面でもさういふふうに六年も七年もかかるのか。つまり工期が長くなる原因がわかつておらなければ、将来に向かつてこれは心配するな、今度初めてであつたから長かかつたが、将来は火力が二年半くらいでできれば、そのくらいの容量は三年くらいでできるようになるんだ、こういうのですか。その辺が私は心配になるのでございませう。

要するに私たちは、やはり将来を見通してしまつても、どうしても原子力に期待しなければならぬと思つておられますがために、その発電所の建設を進捗させる上で障害となるべきところのサイトの問題、建設費の問題、工期の問題、その他いろいろありましょうが、建設費と工期の問題について、安川先生、何かお考えがありますか。一つ教えていただきたいのでございませう。

○安川参考人 まず最初に工期の問題です。イギリスの今日やつておる各種の原子力発電所の完成期間を見ますと、石炭や石油燃料の火力発電所よりもはるかに長い期間がかかつておられます。これはどこかまいところでしょうか、点でさう長くかかるかといふことは、私はさう検討したわけじゃありませんが、要するに安全性を確保するために例の圧力容器の溶接が、ボーラーなどに比し数倍やかましい規定によつて検査も厳重にしなければならぬといふようなことも一つの原因じゃないかと思つておられます。イギリスでも、火力よりもはるかに長い期間を要するといふことは、私、申し上げて差しつかえないと思つておられます。

ところが、東海村の、それよりもなお以上期限が延びた原因は、これは東海村に限つた一つの原因があるから起つたわけでありませう。第一、いよいよ建設に入る段になつて、最初の向こうから持つてきた仕様書、図書、設計だけでは、日本はまた日本のいろんなコードがありますので、やはり日本で建設する以上はそれに従わなければいけません。イギリスそのまゝの設計では、日本で取り入れることはいろいろな点で支障があるといふことで、さういふ観点から向こうの設計にたいへん変更を要求した。われわれは簡単に設計は変更できるものと思つていたのが、向こうに言わせると、ほとんど全部根本から設計をし直さなければならぬといふので、設計のし直しに要する期間を相当向こうから要求されて、こちらとしても、それはなかなか表面に出せぬからといふことで強く要請をして、六カ

月延びるといふのを三カ月に縮めたいといふようないきさつがあります。それから、第二の大きな問題は、圧力容器に用いた鋼材が、これははなはだ予期しないできごとであつたのであります。イギリス一流の製鉄会社の供給したものが、いよいよこちらで加工をして溶接の段階になつて、非常な瑕疵が発見された。しかもそれは一カ所、二カ所じゃないという判断で、これを全部はねる。しかばこれをどくに注文がえをするかといふことで、残された製鉄会社は、ドイツにマンネスマン、イギリスにもう一つ、今度注文したのと対抗的な一流の製鉄所があります。それから第三には、これはむろんおひざ元の日本にも製鉄所がある。そのうちで日本製鋼所ならば国内でもあるし、デリヴァリも早いだろう、従つて値段も外国から輸入するよりは割合に安く上がるだろうといふことでは、実は日本製鋼に注文がえをいたしました。日本製鋼としては非常な便宜をはかつてくれました。その問題の起つたのが昨年の八月ごろであつたと思つておられますが、結局本年一ぱいにほとんど全部必要な鋼材を日本製鋼は供給してくれるという結果になつたのであります。しかし、何にしても、向こうからせつぱく持つてきたものを全部向こうに返す。新たに日本で製造したのでありますから、その間の期間、相当延期をやむなくされたわけでありませう。結局初めの契約よりも八カ月延期を承認せざるを得ない結果になつたわけでありませう。しかし、ただいまの約束では、昭和四十年の三月一ぱいに完成といふ改定した契約になつておられます。

それから、値段の点であります。値段は、最初われわれが調査団としてイギリスに渡つて各メーカーに打診し、またA.E.A.の意見を調査したときは、割合にキロワット安い。これからは、あるいはもう少しは石炭火力くらいには対抗できるのではないかとはいふような程度であつたのであります。いよいよこちらからディテールの仕様書突きつてますと、むろんその中には日本独特の耐震構造というものも追加されておるのであります。イギリスで感じたよりもキロワット当たりの建設費が案外高いものについておりました。それをいろいろ向こうと交渉し、最も経済性の高いものを選定するといふ立場で、御承知のようにG.E.C.に指定してきたのであります。

その後、ただいま申し上げるような、日本は日本なりのいろいろな立場から、安全性などは御承知のように安全審査委員会が相当もみにもまれて、この結果として相当設計変更もあつたし、それから追加施設も全部安全性に關する施設でありますので、極端なことを申し上げれば、この装置がもしフェールしたら第二の装置で安全を保障する、この装置がもしいかなかつた場合にはこれで防ぐといふような、四重、五重の安全装置を加へざるを得ないといふことに当然なりました。御承知のように、初めの契約のときに何もかも入れておくと、割合にメーカーの方で安い値段でなすのですが、あの設計変更による追加ということになると、とかく値が張るのは、特に向こうが暴利をむさぼるといふわけではないのでありますけれども、案外に経

費がかさむものであります。そのために、最初の契約当時の価格からなお以上追加しなければならぬというところ、案外に最初の一基は高いものになったというところは、これはどうしても申し上げざるを得ない羽目になったわけでありまして。これらの経験を将来の少なくとも第二基に対しては十分参酌して、再びこいうような追加経費のかかるような、また期限を予定よりも延ばざるを得ないようなことのないように、十分一号炉の苦い経験を生かしたいと私は考えておるのであります。第一号の発電施設に関しては遺憾ながら、期限が延びるし、また経費もそれに比べて相当追加せざるを得ないようになったことは、はなはだ遺憾に考えておる次第であります。

○西村(英)委員 幾らになりますか。

○安川(参)考人 期限が延びたために、ただいまのところは、金利や何かみな入れて二十七億という計算にはなっております。

○前田(委)員長 次に岡良一君。

○岡(委)員 これは最初に委員長に御注意を申し上げておきたいのだが、きのうの理事会では、まず先に法案を上げよう、だから法案に直接関係のある質疑を大いにやろうではないか、そのあとで原子力行政一般についての質問をやる、こういことだ、たわけです。

○岡(委)員 前の申し合わせが実は守られないままにこうしてきておるので、この法案の審議に入れない。これは今後ぜひきちっと理事会の申し合わせを守って運営をしていただきたい。

ただ、私は法案に入る前に一点だけお尋ねをいたしたいというのは、原子

力基本法の運営の問題でございます。いま中曾根委員からのお尋ねに対して三木長官は、第三国が原子力の軍事利用をすることがわかっておつても、日本のメーカーが炉を建設したりすることのために必要な資材を売るとは原子力基本法の違反ではない、こゝろに御答弁になったと思つていますが、そう理解してよろしいですか。

○三木(国務)大臣 原子力法が、インドの場合を例にとつての質問であつたわけですが、これは主たる契約者があつて、その部分的な下請をやるわけでありまして、そこで、それをインド政府がどういふふうに利用するかというところについては、これは日本の場合としましては最終までこれを見届けるわけにはいけません。従つて、こういふケースの場合において、日本のメーカーがその下請をやる場合に、インド政府と日本政府との間の政府間協定をしなくても、そゝういふ契約は原子力基本法に違反しないといふことを申し上げたのであります。

○岡(委)員 日本と英国、あるいは日本とアメリカとの動力協定の中では、特にわが国は強く主張しておる。原子力基本法第二条に基づいて、日本が相手方に返還をする使用済み燃料等の平和利用については、条約正文あるいは協定書ではっきり相手方の確約を取りつけておられます。

そこで、英国がインドとの間に当然協定を結ぶと思つて、結んでおりますが、さらに結ぶこともあり得るでしょ、そこでその場合に、英国が情報や資材その他をインドに供給するといふことが、英国の原子力公社とイン

ド政府との間に結ばれる。ところが、たまたまその資材の中のある部分が日本のメーカーに発注をされる。そしてそれを提供する。ところが、インドと英国との条約において何ら使用済み燃料の平和利用という確約がない。軍事利用されるという可能性があると、こゝろにないれば、事実において日本はインドの原爆実験に協力するといふことになるではないか。国民はだれしも常識的に考へると私は思ふ。これはやはり原子力基本法第二条の建前からいって著しい違反だと私は思ふますが、いかがでしょうか。

○三木(国務)大臣 インド政府が軍事目的のために利用するということを明確にした場合、これは検討を要すると思つて、基本法の見地から十分な検討を要する。しかし、御承知のようにプルトニウムを持つていくといふのではないのであります。その原子力に對してのある下請をやるというのです。そゝういふ場合に、いずれの場合においてもそゝういふ契約といふものは考えな基本法に反するといふようには考えない。すなわち純然たる軍事目的という場合には、基本法の見地から検討しなければならぬ問題だと思つておられます。

○岡(委)員 それでは、他の国が軍事利用を目的として原子力法を建設する場、その部品を日本のメーカーが提供する。この場合は、どの様なトンネルを掘らうと、これは原子力基本法の違反になる、こゝろおっしゃるのですか。

○三木(国務)大臣 原子力基本法にその場合においても真正面から違反になるかどうかといふことは、これは十分検討を要しますが、そゝういふ場合、好ま

しいものではない。基本法の問題については、まともなそれが違反だと言つて切つていかに軍事目的といふ場合に、日本のメーカーがその契約に必ずとすることは好ましいことではないと思つておられます。

○岡(委)員 これは原子力委員会の統一見解といふものをぜひお示しを願ひたい。有沢委員も石川委員もおられます。んから、原子力委員会として、来週この委員会にでも、ぜひ統一見解をお示しを願ひたい。

なお、さらに具体的にインドとしまつてみた場合、私は英国とインドとのコールドホール改良型導入に對する交渉の経過も、あるいは条約の内容も知りません。ただ、インドは使用済み燃料の返還をしない、インドにおいて保有する、あるいはこゝろに推定される理由はございまして、と申すのは、ボンベの近くのトロンベイでは、使用済みの燃料の処理工場が稼働しつつあるかのように聞いております。それから一方では、トリウムが無尽蔵にあるといふことも聞いております。またインドの原子力委員長は、プルトニウム・トリウム・サイクルでいわゆる増殖炉、こゝろいふものの開発といふようなども平和利用会議などで発表しておられたこともあるやに私は聞いております。そゝういふような事情を考へますると、英国に對して使用済み燃料の保有を主張しておるのではないかとおぼしめる節があるわけでありまして、しかし、いずれにいたしましても、やはりこれは原子力委員会として、インドと英国政府との間においてどういふ取

きめが進められておるか、同時にまたその取りきめの内容として今申しました点もはっきり見定めてもらわなければならぬ。これは当然原子力委員会として私はずるべき措置だと思ふ。でなければ、原子力基本法の建前からして重大な問題だと私は思うので、これは三木長官もぜひお示しを願ひたいと思つて、インドと英国との間におけるこの動力炉導入に關する交渉、最近の結論なども、これらもあわせて原子力委員会の御見解と同時にこの委員会に御報告願ひたいと思つておられます。

さて、それではこの法案に即してお尋ねをいたしたいと思つて、御存じのようによ、昨年の原子力災害の損害賠償法につきまして、私も委員会は附帯決議をつけまして、先ほど来問題になつておる原子力施設の安全基準、あるいは従業員の健康を守るための措置、これはあの附帯決議の全文をお読みただけはよくおわかりのように、この損害賠償法が発効するまでには原子力委員会として善処するつもりでいたいといふことが書いてあります。この法律はこゝろの四月に発効いたしました。そこで私も特別にその東海村の問題を移して考へます場合、御存じのようになつておる他國との原子力協力協定では免責条項、これは政府間の協定で免責をのんでおるわけですから、だから、相手國から受け取つた資材、情報等は、相手國から受けるようには努力するが、ねんなんものであるように努力するが、しかし何しろまだ未開拓な原子力の分野の問題であるから、万一の事故が起つておるとは、言葉返せば日本政府の

責任だ。ところが、損害賠償法では五十億を限度とするこの賠償保険に入るといふことにいたしました。しかもその損害賠償の責任は無過失責任の原則で原子炉の設置者に集中される。非常にこれは苛酷なやり方なんです。しかし、原子力の場合には仕方がない。仕方がないが、政府と政府が免責をのんでおる以上は、やはり政府としてもできるだけ事故を少なからしめるような努力がなければならぬ。こういふ趣旨から、私どもは施設の周辺の整備あるいは炉の安全基準、従業員に対する必要あらば特別な災害補償の法制的措置をとるべきであるという附帯決議をつけておる。

そこで、一体これらの附帯決議について原子力委員会の諸君は御検討なさったのかどうか。もう一年たつておられますが、なさったのかどうか。なさったとすれば、どういふ結論に到達になったのか。まず一つこのことを、何しろ日本原子力研究所は世界無比の原子炉の集中したところであり、ますから、特にわれわれの附帯決議はこの際必要だと思ふ。一体検討なさったのか。なさったとすればどの程度まで御検討を済ましておられるのか、御報告願いたいと思ふ。これは原子力委員のどなたかから、ぜひ一つ御報告願いたいと思ふ。

○兼重説明員 お答え申し上げます。この前の災害補償法の御審議のときに附帯決議をつけられましたことは、もちろん十分承知いたしております。その後原子力局の方で、関係当局の人々と相当の時間を使しましていろいろ折衝いたしました。その結果、一つの壁にぶつかつておるわけでありま

す。その壁をどういふふうにして打開するかというところは、まだ今日現在、どういふ法案にして国会に提出できるという見通しに至っていないのであります。でありますから、先ほど委員長が、この国会に提出できないと思われの意味のことを御返事なさつたわけでありませぬ。決してほつたらかしておるわけではございません。

○岡委員 私どもの附帯決議は幾つもあるわけで、今壁とおっしゃいました。が、原子炉の安全基準を設定しろという附帯決議に対してどういふ具体的な壁がありますか。従業員の災害補償について善処しろという附帯決議に対してどういふ具体的な壁がありますか。原子力施設周辺の整備というわれわれの附帯決議についてどういふ具体的な壁がありましたか。この際、その壁をお示し願いたい。

○兼重説明員 今私が申しましたのは、周辺の施設のことだけについて申し上げたわけでありませぬ。現在原子炉の安全審査というものは、考えられる事故といたしまして、敷地の周辺以外に影響を及ぼさないという建前で審査をしておるわけでありませぬ。そこで、その審査されて大丈夫という結論になつたものについて設置の許可をしておるわけでありませぬ。しかし、それにしても、原子力の現況はそういうことにはたより切つておられないという面は、もちろんなくはございません。ところが、法律に持つていきますときに、そこをもう少し私の方で割り切るのでもない、特別な取り扱いをするところがないというふうな意見が強いというところを、私御報告を受けております。従つて、もうそれで壁にぶつ

つたからあきらめたというわけではございません。それと、それをどういふふうにするかというところを、検討を済ませておるわけなのでございませぬ。ほかの二点につきましては、またそういうふうな言葉で申し上げておるわけではございません。

○岡委員 それでは、具体的にどういふ障害がありましたか、ほかの二点について。

○兼重説明員 安全基準につきましては、安全基準専門部会の方で、もうすでに二年以上にわたつていろいろ御検討を重ねていただいておりますけれども、学者の間でどういふものも基準を作ることもできないという結論になかなか到達できないのが現況でありませぬ。従つて、そういう専門部会における専門家の御意見を伺つておられます。今すぐこれを作つてもらいたいという希望するのにも私ももちやうちよされる面がありますので、そういう安全基準という形ではできませんけれども、ケース・バイ・ケースについて審査をすることに、何かそれに類似したようなことを念頭に置きながら審査をしております。

○岡委員 とにかく附帯決議に責任を持つのは直接には原子力委員会なんです。原子力局でもなければ、安全基準部会でもない。二年越ししかつてもまだ結論が出ない。あるいは原子力局の意見に徴すれば、どうも障害がある。では、原子力委員会は責任を回避しておると思ふ。そういうところがあつてはいかぬと思ふ。だから、今の御答弁では何も具体的な責任ある御答弁を私は

何つておらない。この附帯決議に關連して原子力委員会がどういふ御討議をされたか。来週までにぜひ一つその議事録を御提出願いたい。その上で私はまた申し上げることがあれば申し上げたいと思ふから、ぜひ議事録を出していただきたい。

それから、平均質炉の問題です。長期計画では平均質炉の計画、これがブルトニウムの研究とあわせて二つの重大なプロジェクトとして設定されておる。ところが、前回の委員会でも問題になつたように、この平均質炉については非常な問題が起こつてきている。原子力委員会としてはこれをどう取り扱われるか。これは駒形さんが一番適任者だから、駒形さんどうされますか。

○駒形説明員 平均質炉のことにつきましては、前回池田原研理事長からいろいろお話がございました。私も、おおむねその考えを持つておるのでございます。結局平均質炉としてはこの際いろいろの問題がございますので、それを基礎的のものに基礎的に、一方、炉の問題として考えるものは考えるものとしていたしまして、しかもそのリアクター・プロジェクトとしては広い意味で問題を取り上げていくようにして、平均質もその中に加えて、大体そういう考えを理事長もお述べになつたようにございませぬ。そういうことで、早くその線に沿つて結論が出るように考へべきではないかと考えます。

○岡委員 この平均質炉の今日の現状、ひいては組織としての平均質炉開発の問題などについて、日本原子力研究所から原子力委員会に御報告がありましたか。同時にまた、原子力委員会

としてはこれを親身に御協議になりましたか。

○駒形説明員 原研から平均質炉の点につきまして何つております。そして、そのあと私どももいたしまして、いろいろの中でディスカッションをいたしております。

○岡委員 この平均質炉は、いわゆるプロジェクトとして原子力委員会が策定した計画の中に、はつきり書いておる。であるから、当然原子力委員会としては真剣に取組んで、善処方について具体的な対策をやはり用意してやらなければいかぬ。茶飲み話で話をしてもらつちや困る。原子力委員会には、やはりどういふ問題については検討する機関もあるはずだ。問題は、新しい原子力委員に御委任になつた方もおありですが、もう少し原子力委員会というものは責任を持たなければいかぬ。自分が長期計画として、その重要なプロジェクトとして平均質炉の研究開発とつたつておる。ところが、原研においてはこの問題が第一次の評価委員会では、冷却材の問題で一頓挫の状態にもある。こういうことで、原子力委員会としては、東海村に行つて親しくひざをまじえて話を、原子燃料公社なら原子燃料公社に出かけて、現場と接点をつつ、原子力委員会としては機動的に、能動的に、積極的に働かなければいけない。限つておると私は思ふ。いよいよ原子力関係の問題もいろいろ国際的にも新しい方向が打ち出されようとしておるし、そういうときには、よほど原子力委員会はがんばつてもらわなければならぬ。この際原子力委員長として、一つこれまで

のようなやり方ではいかぬ、今後は腰

を据えて、責任を持って原子力行政をリードするのだという立場で邁進をしてもらえるかどうか、この点委員長の御所信を伺いたい。

○三木国務大臣 原子力委員会もなかなか今日までよくやっていられますが、いろいろ長い今までの原子力委員会の運営、そういうものに反省を加えて、一つ改革をしようじゃないかということ、きのう第一回の会合でも話し合ったわけでございます。岡君の御指摘のように、今後決意を新たに、原子力委員会の運営に当たりたいと考えております。

○岡委員 ぜひ一つ決意を新たに、積極的に責任を持って取組んでいただきたいということを、この機会に皆さんに心からお願ひいたします。失礼なことを申し上げました。私はこれで終わります。

○前田委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○前田委員長 これより討論に入るわけですが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに本案の採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前田委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

これより本案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決するに決しました。

○前田委員長 ただいま議決いたしました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対して、内海清君より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案として附帯決議を付する旨の動議が提出されております。まず、その趣旨の説明を求めます。

○内海(清)委員 ただいま議決になりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案によりする附帯決議を付するの動議を提出いたしましたと存じます。まず、案文を朗読いたします。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

日本原子力研究所は、ひとりわが国のみならず広くアジアのセンターとして発展せしむべきである。この見地よりして、研究所の今日までの実情にかんがみ、政府、原子力委員会並びに日本原子力研究所は、特に左の諸点の実現を図り、もつてその負担に及びべきである。

一、研究開発計画は重点的に策定するとともに、その計画を推進するためには、関連各部門は互いに緊密なる連絡を保持しつつ協力一致の体制をとり、研究所の機能を集中的に動員し得るよう、組織、運営の刷新を期すべきである。

二、研究所の従業員については、その研究、作業環境の特殊性にかんがみ、健康の保持並びに処遇の適正化等について、責任ある措置を講ずべきである。

右決議する。

今日世界におきます科学技術の進歩発展というものはまことに驚異に値するものがあるのでありまして、この開発研究、このことが国力の伸展のバロメーターであるときえいわれておるのであります。しかも、その中核をなすものがこの原子力の開発であり、しかも、これがいかに平和的に利用されるか、こういうことにあることは今さら申し上げるまでもないのであります。従いまして、世界各国におきましてもこの原子力の開発、平和利用、この面に対しましてこの施策あるいはそれに対する熱意、こういうものも私どもの想像以上にあることは御承知の通りであるのであります。

こういふ情勢の中におきまして、今日までにおきますわが国のこの部分に対しまして情勢を顧みますときに、いろいろな障害があることも承知いたしております。その中であって、関係各位がそれぞれ御努力になっておることはいかがい知ることができるのでありますけれども、この際特に十分なる反省を加え、そしてここに心を新たに、して最大の熱意と努力を払って、この研究所の機能が集中的に動員できるような体制を作り、そしてこの研究開発が飛躍的に推進、発展いたしまして、その負担にこたえられなければならぬと考えるのであります。

こういふ意味におきまして本附帯決議を提案いたすわけであります。何とぞ皆さんの御賛同をお願い申し上げます。次第であります。

○前田委員長 本動議については別に御発言もないようでありますから、直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

この際三木国務大臣より発言を求められております。これを許します。三木国務大臣。

○三木国務大臣 ただいまの附帯決議に対しては、政府も十分尊重いたす所存であることを申し述べておきたいと思ひます。

○前田委員長 ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前田委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決します。

これより原子力行政一般に関する問題について調査を進めます。それでは、本問題について質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。岡良一君。

○岡委員 委員長の要求もございまして、私は一点だけ、先ほどお尋ねいたしました問題と関連しますので、この機会に長官である原子力委員長にお伺ひしたいのです。

それは、先般予算委員会藤枝防衛庁長官が核兵器の保持について答弁をしておられました。この答弁は、新聞紙によりますと、憲法の法理論的な解釈からは、小型の核兵器を持つことを禁じてはならない、しかし政府として

は核兵器の持ち込みも保有も認めない方針である、こういう答弁をしておられる。これが政府の統一見解であるのか、まずこの点を一つお聞きしたい。

○三木国務大臣 憲法の解釈については、政府間でそういう問題を議題にしたことはございません。しかし今日、日本に核兵器を、それが小型であろうが大型であろうが、持ち込むということは、政府としてこれはいたさない。また事実今日の国民感情からいたしまして、核兵器を持ち込むなどということとは、それが許されることではない。従って、法理論はともかく、池田内閣が核兵器を持ち込まないというの厳粛な国民に対する約束であるとは強く感じておるものでございます。

○岡委員 そこで問題は、憲法の法理論的解釈からは小型の核兵器ならば持ち込みが認められる、池田内閣としては国民の感情その他を考慮して核兵器の持ち込みは絶対しないということであれば、池田内閣でない別内閣が政策的にこれを持ち込むということはあり得るということでございますか。

○三木国務大臣 自民党が健全なる限りそういうことにはないと思ひます。

○岡委員 それでは、よく小型あるいは大型の核兵器ということがいわれおる。原子力委員長としてあなたは専門家でいらせられるわけなんですが、小型あるいは大型の核兵器という基準はどこで求めるのです。

○三木国務大臣 岡委員の言われるように私は専門家ではございません。学問といえますか、技術的にいえばいろいろ区分けがあるのでしようが、しかし、普通の常識からすれば、小型といふのは、規模においてもきわめて小

いし、私も常識的に考えておるので、これを専門的に説明せよと申されますならば、これは適当なほかの政府委員等によることが適当である。私はきわめて常識的に小型、大型というものを考えておる。それ以上専門的には私もよく存じないのであります。

○岡委員 この小型、大型というよりな使い分けは、いわば私も知りません。おそらく世界にも小型の核兵器、大型の核兵器という基準は私はないと思う。にもかかわらず、小型ならば憲法解釈上、法理論的には保有が認められるというならば、小型というものはいかなるものであるかということの概念規定は、私は少なくともなければならぬと思う。でなくては、そういう俗耳に入りやすい言葉で人をたぶらかすことになる。政府としては、小型ならば法理論的にいいというならば、小型とはかくかくのものだといはつきりした限定がなければならぬわけではないでしょうか。

○三木国務大臣 私が申し上げておるのは、日本が核兵器というものを保有しない、これは強い決意であると言っておるのでございますから、小型とか大型とかいうものを区別して、小型な場合によつたら持ち込むという伏線のためにさように区別はしていい、またすべきものではない。小型も大型も核兵器は保持しない。これは強い決意でございますから、それを岡委員は、小型な場合によつたら持つ場合があるのかという御疑念かもしれませんが、そういう御疑念は御無用に願いたいと思っております。

○岡委員 実は予算委員会で岸総理が私に答えられたときに、小型ならば憲法解釈上あり得る、そう言っておられる。しかし、池田内閣では、小型、大型といわず、憲法解釈上も核兵器はそれでは持ち得ない、こう言われるのですか。

○三木国務大臣 憲法解釈上は私は議論があると思つておる。私自身もこれは強い反対論者でありますから、そう憲法というものを対していろいろ拡大解釈をしたくない。きわめて嚴重に、日本は核兵器を持つべきでないという私の政治家としての強い信念を持つております。そういう点であるのでありますから、それを伏線に利用するといふ考えは毛頭ない。しかし、憲法の解釈においてはいろいろ議論のあるところだと思つておる。従つて、憲法解釈上も、これは持つことはできないのだと私はここで断言することはできない。

○岡委員 要するに、憲法第九条の解釈においては、皆さんは自衛権というものの存在を認める以上は、自衛力というものはあり得るんだ、こういういわば前提に立つておられる。百歩譲つてその場合でも、大型、小型などといわず、すべての核兵器は自衛力の中に含まれない、こう言われるのでございませうか。

○三木国務大臣 私自身としては、これは憲法解釈ということになれば、そういうことで政府がいろいろこれに對して検討して、私は答えることが適當ではないと思つておる。しかし、原子力基本法もあり、私の強い信念としては、大型、小型と区別するものではない。やはり核兵器は日本に持ち込むべきではない、こういう強い考え方を持つておるし、原子力基本法を忠実に履行しようとする原子力委員長として

は、むろん私自身としてはそういうことはやるべきでないという強い考えでございませうが、憲法解釈ということについては、これは私ここで政府を代表して憲法解釈の問題を申し上げるのは適當ではないと考えるのでございませう。

○岡委員 私は、別に古い憲法学者の意見を聞こうとは思わぬ。やはり常識ある国務大臣としてのあなたの所信を実は聞きたい。問題は、自衛力、侵略という対句がある。しかし、核兵器という問題になりますると、それが侵略か自衛かという限界は非常にもうろろとしておる。おそらく小型の核兵器というものは、先般日本にも来られたアメリカのH・キッシンジャーという方が、いわゆる核限定戦争、その場合は二十五キロトンまでの小型核兵器は持ち得るといふようなことを言つておる。文献を探すと、あれが小型に該当するものかもしれませんが、しかしそんなものが使われたら、二十五キロトンが五十キロトンになり、あるいはメガトンにならないといふ保証はないわけだ。侵略、自衛といいますが、ソ連はアメリカ帝国主義の戦争挑発があるために核実験の再開をやつた。今度アメリカの方では、自由主義諸国の安全を守り世界平和に貢献するために核実験の再開をやらなげやならぬ。両方も平和といひ、防衛、自衛といひながら、核実験をやつて核兵器の開発をやつておる。そういう言葉のあやではなくて、私はあらためてあなたの御所信を聞きたい。

原子力基本法第二条は、もちろん憲法に基づくものである。原子力委員会には、原子力基本法を守ることが当然な

責務である。従つて、わが国における原子力の研究開発利用は平和の目的に限ると明確にうたわれておる限り、単に小型であるとか大型であるとか、法理論的な解釈だとか、あるいは政策論的にどうというとかじゃなく、基本法が健全に存在する限りは、日本国は核兵器を持つて自衛隊が武装すること、外国の核兵器の持ち込みも、基本法を改正しなければできない。私はそう信じております。大體長官の御所信と一致しておると思つておるが、さらにお聞きをしておきたい。

○三木国務大臣 私も、原子力基本法は、大體岡委員のよりに嚴重に考えておるわけでありませう。原子力基本法の精神からいたしまして、核兵器を持ち込むといふことは、原子力基本法の精神にも反すると考えております。

○岡委員 大體なんと言われると、また文句を言いたくなるのであります。時間もなんでございませう、実は私も病後で声が続かないようです。から、来週ゆつくり原子力一般の問題について御質疑を申し上げることにして、きょうはこれで終わります。

○前田委員長 この際参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本委員会の審査のため長時間にわたる貴重な御意見を述べいただきました。委員を代表いたしました私から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○齋藤(憲)委員 安倍委員の質問を関連質問でちよん切つて、あとの質問がたくさん残つておるのですが、委員長はこれをどう取り扱われますか。

○前田委員長 来週の木曜日に原子力一般について審査を進めたいと思つておる。

午後零時二十六分散会

〔参照〕
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕